

年金への課税 と源泉徴収

年金には、非課税年金（障害年金や遺族年金）と課税年金があり、課税年金には公的年金等とそれ以外の私的年金があります。

私的年金の保険料は課税済み所得から支払われているので、年金として受け取る際には、収入から支払保険料を必要経費として差し引いて年金所得を計算します。

公的年金等の保険料は課税所得から除かれていますので、年金収入として実現して来る時には全額が課税対象になるのが本筋ですが、給与に対する課税配慮と同じような課税配慮がなされ、最低でも、公的年金等控除額（65歳未満の人は70万円、以上の人は120万円）が必要経費

として差し引かれます。
課税年金は原則として源泉徴収の対象となります。私的年金については年金所得が25万円以上の時は10%の税額が源泉徴収されます。

源泉徴収の対象となる公的年金等については扶養親族等申告書の提出の有無によって徴収額に差異があります。

○ 提出した場合
(年金支給額 - 介護保険料額 - 各種控除額) × 5%

○ 提出しない場合
|年金支給額 - 介護保険料額 - (年金支給額 - 介護保険料額) × 25%| × 10%

公的年金等でも、確定給付企業年金、適格退職年金、特退共年金、中退共年金、小規模企業共済分割金、確定拠

出老齢給付年金、外国の年金、石炭年金、その他などは扶養親族等申告書を提出できないことになっています。

なお、年金額が公的年金等控除と基礎控除の合計の158万円（65歳未満は108万円）が課税最低限なので、これ未満の場合は税額ゼロとなるということから、扶養親族等申告書の提出をできる人でも、提出不要とされています。

年金受給者は給与所得者として異なり年末調整（事実上の確定申告事務）をされる機会がありません。したがって、原則として所得税について確定申告の義務があります。

確定申告をしなくてよいのは、給与所得者の例外規定を除き、所得計算 税額計算をした結果、所得税額が配当控除以下の時です。それを超える時は確定申告は免除されません。源泉徴収税額が多寡とも関係しません。



「初春や眼鏡のままにうとうと 草城」

新年を迎えました。年末年始の連休でノンビリしたいところですが、この1月は結構忙しい月です。

年末調整の事後処理と法定調書の提出、新年分の給与関係書類の整備、償却資産申告書の提出、その他、年賀状の整理、年始行事運営、年始回り、賀詞交換会への対応など多忙です。
5日小寒、20日大寒。

英雄は普通の人より
勇気があるのではなく、
ただ五分間ほど
勇気が長続きするだけである。

(アメリカの評論家 エマーソン)

1月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○12月分源泉所得税の納付（特例適用者は7～12月の半年分）	12日	○12月分個人住民税特別徴収分の納付	
○11月決算法人の確定申告	2月1日	○11月決算法人の確定申告	
○5月決算法人の中間（予定）申告	〃	○5月決算法人の中間（予定）申告	
○法定調書の作成提出	〃	○給与支払報告書の提出	
○源泉徴収票の受給者への交付	〃	○償却資産（固定資産税）の申告	
	(地方条例による)	○個人住民税の第4期分納付	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。